

飯塚市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長及び飯塚市教育長より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 8 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 城 丸 秀 高

- 1 措置を講じた部署 行政経営部 税務課
教育部 文化課
- 2 措置状況の内容 別紙のとおり

定期監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

行政経営部税務課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 事務決裁について</p> <p>飯塚市事務決裁規程別表第1によると、「(13)市税の非課税及び課税免除に関すること。」は、行政経営部長専決事項と規定されている。しかしながら、商品であって使用しない軽自動車等にかかる軽自動車税（種別割）の課税免除について、課長が決裁を行っていた。</p> <p>早急に決裁を取り直すとともに、今後は同規程を遵守し、適切に処理すること。</p>	<p>10月13日に部長による決裁を取り直した。</p>
<p>2 生活改善指導業務委託契約について</p> <p>ファイナンシャルプランニング生活改善指導業務委託契約において、仕様書に「年間の相談回数12回のうち6回までは、ファイナンシャルプランニング技能士資格2級以上の者が相談業務を行うもの」と規定している。しかしながら、令和元年度において、2級以上の者の相談業務は5回しか行われていなかった。</p> <p>資格要件が必要なものであれば、業務履行の際、資格について確認を徹底すること。</p>	<p>委託事業においては、毎月の事業実施前に資格要件等を確認し、仕様書に基づき事業を行うよう徹底する。</p>
<p>3 入湯税について</p> <p>飯塚市市税条例第145条第3項では、「特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。」と規定されているが、令和2年4月以降に提出された申告書には日付の記載がなく、15日を過ぎて提出されていた。</p> <p>当該事項は前回の監査においても同様の指摘をしており、指導が徹底されていない。特別徴収義務者への指導を更に徹底し、条例に則った事務処理を行うこと。</p>	<p>前回の監査における指摘より、特別徴収義務者への指導を行ってきたが、今後は毎月15日までに提出するよう指導を更に徹底し、条例に則った事務処理を行う。</p>
<p>4 伝票の切り分けについて</p> <p>飯塚市契約事務取扱要領では、印刷製本費（一伝票3万円以上10万円未満の場合）は、3者以上の見積書を徴収し、見積比較をすることと定められている。</p> <p>しかしながら、同一時期に発注した物品で一伝票が3万円未満の複数の請求書により、伝票を切り分けて支払いを行っていたものがあり、適切な価格で執行されたものか疑義が生じる。</p> <p>これは、意図的に3万円未満に伝票を切り分</p>	<p>予算執行の適正な事務処理の徹底のため「消耗品・医薬材料・原材料・記念品料契約事務取扱要領」、「印刷製本契約事務取扱要領」「不適切な事務処理例」を予算執行事務担当職員に配布し、適切な事務処理に努める。</p> <p>今後は、課職員にOJTを行い、行政コストの意識を持ち効率的な事務に努め、適切な予算執行を行う。</p>

<p>けるため行った行為であると思料されるため、 今後は適切な事務処理を行うこと。</p> <p>(品目等) (伝票金額) (納品日) (請求日) (伝票番号)</p> <p>① <u>ヘッダーカード (OCR専用紙) 500枚 28,325円 2/28 3/25 No.947208</u></p> <p>② <u>ヘッダーカード (OCR専用紙) 500枚 28,325円 3/31 3/31 No.947209</u></p>	
---	--

教育部文化課【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 市有土地使用料（旧伊藤伝右衛門邸内自動販売機設置）について</p> <p>旧伊藤伝右衛門邸内自動販売機設置に係る市有土地使用について、平成29年4月1日から令和4年3月31日を期間とし使用を許可している。使用料については、飯塚市行政財産使用料条例別表第1で、「当該行政財産の管理者が備えている行政財産台帳の台帳価格に1,000分の60を乗じて得た額」と定められているが、使用期間更新の際、額の見直しを行わず更新前のまま徴収していた。</p> <p>早急に見直しを行い、適正な金額を徴収すること。</p>	<p>旧伊藤伝右衛門邸内自動販売機設置に係る市有土地使用料については、本来であれば平成29年度期間更新時の直近の固定資産税評価額である平成28年度固定資産税評価額を基に算出し、平成29年度まで遡り使用料を改めるところであるが、税務課固定資産税係に確認したところ、固定資産税評価額の遡りはできなかった。</p> <p>このため、令和2年度使用料を令和2年度固定資産税評価額に基づき使用料を算出し是正した。</p> <p>過払い分については、設置者へ今月中に還付する。</p>
<p>2 草刈り等委託について</p> <p>飯塚市歴史資料館の草刈り等委託について、仕様書では年3回の草刈りを実施し、各期間の業務完了後に作業報告書を提出すると定めているが、2回目業務完了後の作業報告書が提出されていなかった。</p> <p>作業報告書の提出については、委託業務の履行確認の重要な書類であるため、今後、提出の確認を徹底すること。</p>	<p>作業報告書については、委託業者から提出を受け、添付した。</p> <p>今後は、各期間の業務完了後に提出書類の確認を徹底する。</p>